

平成 19 年 12 月 21 日  
全 国 銀 行 協 会

株券電子化後の新振替制度における有価証券担保差入証  
に係る留意事項

1. 本留意事項の位置付け

- 現在、株券を中心とする有価証券を対象とした有価証券担保の設定等に係る書面としては、当協会における会議資料として参考配布された「有価証券担保差入証」が広く流布され、専門書などにも掲載、紹介されているところである。この「有価証券担保差入証」は、当協会において正式に作成したひな型ではないが、先の事情により、当協会会員銀行のみならず、有価証券担保を利用する法人、個人においても、同様の差入証をそのまま、あるいは必要な修正等を行って利用されている。
- 株券電子化等に係る新振替制度では、現行利用されている現物証券を中心とした株式担保から設定手続等に大きな違いが存在する。当協会においても、新振替制度では、株式担保について、設定等はどうのような事務手続になるのか、一定のモデルを想定して参考例を検討し、公表しているところである（「株式電子化に伴う株式担保に係る想定事務フロー（公表資料）」について」（全銀協ホームページ、平成 19 年 4 月 25 日付ニュース・リリース欄に掲載。以下、「全銀協想定事務フロー」という。）。検討過程では、現行の「有価証券担保差入証」が共通書面として用いられていることを踏まえて、新振替制度に対応した有価証券担保差入証のひな型の検討について、会員銀行のみならず、株式担保利用者からも要請、問合せが広く寄せられていた。
- 当協会では、株式担保融資サービスは、個別金融機関や当事者の創意工夫によって利用されていることが原則であると考えるが、他方で、株券電子化に係る株式担保については、新振替制度への円滑な移行と新振替制度下における株式担保の利便性の維持・確保を目的として、前述の全銀協想定事務フローを含め、様々な検討を行い、

会員銀行および株式担保利用者のサポートを続けてきているところである。

- 上述のかつて参考として作成された「有価証券担保差入証」が広く株式担保に係るインフラとして共有化され、株式担保の利用者の高い利便性を確保してきたことを踏まえると、新振替制度における株式担保の設定にあたり作成される有価証券担保差入証について、新振替制度にもとづく差入証上の株式担保特有の共通点を検討し、明らかにすることは、株式担保の担保権者、担保権設定者等の利用者の利便性を確保するうえで、きわめて有益かつ必要なことと考える。
- 以上の観点から、当協会では、業務委員会下部の株券電子化担保実務検討部会および市場国際委員会下部の証券決済制度検討部会の合同で、新振替制度における株式担保を中心とした有価証券担保差入証の問題点を検討し、今般、本留意事項としてとりまとめたものである。
- 本留意事項については、前述のとおり、株式担保は金融機関のみならず幅広く利用され、有価証券担保差入証についても共通化されている現状を踏まえて、当協会会員銀行のみならず、現在の株式担保利用者が新振替制度においても、株式担保の有用性を享受し、関係者が株式担保の適正な利用を一層進めることができるように、広く公表するものである。
- なお、前述したように、株式担保融資サービスは、個別金融機関や当事者の創意工夫によって利用されていることが原則と考える。したがって、本留意事項はあくまでも、新振替制度における有価証券担保差入証作成にあたって参考となる留意点を示すに過ぎず、一部差入証上の規定文言を示す場合も単なる例示であって、各担保権設定者、担保権者において締結される担保権設定契約の内容を拘束するものではないことについて申し添える。

## 2. 契約締結方式について

- 現行の株式担保の設定にあたっては、「有価証券担保差入証書」をもって差入方式により担保権設定契約が締結されることが一般的である。新振替制度においても、この差入方式を踏襲することで問題はないものとする。なお、引き続き差入方式による場合には、担保権設定者に対し、当該担保権設定契約の内容が適切に理解され

ていることなどに留意する必要がある。

- 振替株式を対象とする株式担保では、現物の「差入」ではないことを踏まえ、「差入証書」とせず、「有価証券担保提供証書」という名称を用いることも考えられるが、内容において異なることはない。

### 3. 対象範囲について

- 現行の有価証券担保差入証は、同一差入証において、同一債務者(あるいは同一担保権設定者)が担保として差し入れる有価証券を包括的に対象とし得るものとして規定されていることが一般的である。
- 新振替制度以後は、「有価証券担保」といった場合でも、これまでのように現物を前提にしつつ株式、社債等を包含するだけでなく、現物証券かペーパーレス化された証券かといった種別も包含してしまうことになる。株式を中心に有価証券担保の対象範囲を整理したものが、以下の表である。

対 象	
	「有価証券」すべて
	ペーパーレス化有価証券（振替法対象の権利等）と現物有価証券を区別
株式のみ	株式すべて
	株券不発行会社株式と現物株券を区別
	振替株式のみ

- 現行どおり、有価証券すべてを対象とする場合( )には、担保目録の記載において、分類を行ったうえで、(ア)それぞれの有価証券に必要な規定を設けるか、(イ)差入証上は共通規定のみ記載し、各有価証券に特有の規定は別添等によるか、といった方法が考えられる。しかし、この場合は、いずれにしても差入証としては現行より複雑になる可能性がある。
- ペーパーレス化有価証券と現物有価証券を区別する場合( )には、後者は現行有価証券担保差入証を使用し、前者については、新振替制度に特有の条項を現行差入証に追加、修正して設けることになる(この場合の前者の取扱いについては、本留意事項の後掲の諸点が参考になる。)。ただし、ペーパーレス化有価証券の中でも、振替株式、振替社債等、それぞれに特有の条項を設けるか否かといった検

討が必要になる。結果として、 の場合と同様に複雑になる可能性がある。

- 現在の有価証券担保の大宗が株式であることを踏まえ、株式に限定して差入証を作成することも考えられる。その場合は、すべての株式を対象とするか( )、担保対象で分けるか(現物株券か振替株式を含む株券不発行会社株式)( )、振替株式に限定するか( )、対応が分かれ得る。 の場合には、 と同様に、ペーパーレス化株式と現物株券について、上記(ア)、(イ)のような対応が考えられ、いずれにしても差入証が複雑になる可能性がある。また、 の場合は、 と同様の指摘ができるほか、株券不発行会社株式については、新振替制度によるものと、非上場会社の株式のように担保権設定の第三者対抗要件を株主名簿において行うものとの相違があるので、このような相違をどの程度条項として規定するかという問題がある。
- のように「振替株式専用」として差入証を策定することも考えられる。その場合は、規定は比較的簡潔に整理が可能となる。他方で、同一債務者(あるいは同一担保権設定者)の有価証券担保を一覧できないので、有価証券ごとに差入証を作成する必要がある。また、会社法において株主に割り当てられるものが、株式だけでなくなっていることや、担保対象株式の発行会社が非上場会社となり株券が発行される場合(あるいは株券不発行会社のままである場合)等、振替株式以外の取扱いなども射程に入れるときは、それぞれに対応した規定が必要となり得る。差入証上対象とする「有価証券」についてより対象を明確化するために、例えば、「本差入証において、『有価証券』とは、 、 、 を意味する」というような定義規定を置くことも考えられる。
- 対象をどのように限定するかは、各担保権設定者、担保権者におけるニーズ、担保管理の方法などによる。本留意事項では、参考として、「振替株式専用」を想定して記載している(ただし、一定の場合には、現物株券をも対象とする場合もカバーし得ることも想定している。)

#### 4 . 差入文言および担保設定期日について

- 現行利用されている差入証上の基本的な記述は、引き続き使用可能と考える。

- 差入文言としては、次のような記載が考えられる（なお、振替による担保設定のモデルフローについては、前述の全銀協想定事務フローを参照されたい。）。

【例 1】「担保として提供します」

設定の効力としては十分と考える。

【例 2】「当該有価証券について、法律上必要とされる担保権設定要件及び第三者対抗要件を備える方法で担保を提供します」

担保権設定要件等を備えることを明確化する場合において、一定の行為を担保権設定者に要求する趣旨。

【例 3】「『社債、株式等の振替に関する法律』（平成 13 年法律 75 号）等にもとづき、振替の方法によって担保を提供します」振替株式に限定した場合で、担保権設定者の行為をより具体的に要求する場合（さらに具体化すると、担保権者である銀行が指定する口座への振替による旨を記載。）。現行の差入証が、「差し入れる」という具体的な行為（および対抗要件具備の方法）を明確に規定していると考えれば、振替株式の場合の具体的設定方法（および対抗要件具備の方法）を差入証上明確に求めるとすると、上記のような記載が考えられる。

【例 4】「銀行所定の方法により担保として提供します」

【例 3】まで記載せずに、「銀行所定の方法」と幅を持たせる記載も考えられる。振替株式の担保設定では、いずれにせよ、別書面をもって手続の明示や必要な情報の取得などが行われることになると考えられるため、上記のような簡潔な記載にとどめておくことも考えられる。

- 担保権設定期日については、現行差入証上の日付は、合意日 = 差入日 = 設定日として取り扱われているものと考えられるが、今後は、振替が実際に行われ、銀行の口座に記録されて効力を発生させることになる。
- 振替株式については、手続上、担保権設定者側で、振替の申請を行う必要があり、当該申請にもとづき、振替が行われる必要があるので、担保権設定者の手続を促すことを目的とし、差入文言等に、一定期日までに振替を完了するよう手続を行う旨（例えば、「月日までに当該振替を行います」）を記載することが考えられる（こ

の場合は、差入文言として、担保権設定者に具体的な行為を要求する趣旨での記載がなされることが想定される。例えば、上記【例3】のような記載。)

#### 5 . 担保目録について

- 担保目録については、現行差入証と同様の記載項目になると考える。
- なお、上記2 . において指摘しているように、対象範囲により、担保目録の記載は有価証券ごととすることなどが考えられ、対象範囲を振替株式のみに限定しない場合は、記載について留意する必要がある(例えば、有価証券の態様によって、それぞれ特有の条項を設ける場合には、その適用関係を明確にする記載が必要と考える。)

#### 6 . 質権と譲渡担保の区分

- 現行の有価証券担保差入証は、差入文言において、「担保として・・・差し入れました」とし、質・譲渡担保を区別しない取扱い。
- 新振替制度上は、銀行が指定する差入先の区分口座により、質なのか、譲渡担保なのか明確に区別される。したがって、差入証上もあらかじめ区分しておくことも考えられる。
- 差入証上区分しない場合も、差入先の口座を一定の形式で銀行使用欄や別途書面に記載することになると考える。
- なお、新振替制度上、略式担保から登録担保への変更は、担保権者の請求により可能となる。例えば、質権欄に記載された株式については、略式質の取扱いになることが原則であるが、これを登録質とする場合は質権者の申出により行う(質権者の氏名等を総株主通知の際に発行者に通知し、この情報が株主名簿に記載される取扱い。)。したがって、権利保全などのために、略式質を登録質とすることがある旨を規定しておくことが考えられる。
- 略式譲渡担保とする場合には、あらかじめ担保権者が一定の手続を行う必要がある(総株主通知において担保権設定者を株主として通知するよう申し出る(特別株主の申出))。この取扱いについても、譲渡担保であることを明示したうえで、特別株主の申出を行うことを規定する、あるいは、権利保全などのために、特別株主の取扱いをやめて、登録譲渡担保とする場合がある旨を規定することが考えられる。

- 上述のように略式担保から登録担保へ変更する取扱いについて規定することは、担保権者側の一方的な請求により変更できることとなるため、担保権設定者に対して、このような取扱いがなされる結果、発行会社に対する担保権設定に関する匿名性が破られることとなる旨が適切に理解されている必要があり、規定上明らかにしておくことが必要と考えられる。
- 質権と譲渡担保の区分については、全銀協「株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応(Q & A)(第2版)(公表資料)」(全銀協ホームページ、平成19年12月21日付ニュース・リリース欄に掲載。)の【Q10】等を参照されたい。

## 7. 担保の処分

- 質権と譲渡担保の区分に応じて、処分方法を分けて記載することも考えられるが、現行の差入証の規定を引き続き使用することに特段の問題はない。
- なお、新振替制度における担保権実行のモデルフローについては、全銀協想定事務フローを併せて参照されたい。

## 8. 担保の解除

- 新振替制度のもとでは、担保権設定者の口座に振り替えることにより返戻することとなるが、当該返戻先口座の取決めについて規定しておく必要があると考えられる。規定としては、銀行が定める方法により行う旨を規定することが考えられる。
- 具体的な手続としては、都度、解除依頼書の提出を求め、解除依頼書に記載された口座を返戻先口座として取扱う、などの方法が考えられる。
- なお、新振替制度における担保解除のモデルフローについては、全銀協想定事務フローを併せて参照されたい。

## 9. 増資新株等の取扱い

- 現行の有価証券担保差入証では、担保株式に新株の割当てがあった場合に、増担保として、新株予約権等の差入れを求める取扱いになっている。
- 新振替制度のもとでは、会社法にもとづくコーポレート・アクション

ンにより、担保株式について併合、分割、割当て等が行われる場合は、口座を通じて行われることになる。この場合の口座は、担保権設定者である株主の口座において行われる場合と、担保権者である銀行の口座における担保株式の記録にもとづき当該口座において行われる場合があり得る。

- こうしたすべてのコーポレート・アクションを場合ごとに規定すると、差入証の記載はきわめて煩雑になり、当事者の理解を困難にする可能性がある。したがって、簡潔かつ包括的な規定を設けることで対応することが考えられる。具体的には、対象となっている担保株式に関して、担保権設定者が振替株式を受け取った場合には銀行の担保口座に振り替える、株式以外の有価証券を受け取った場合には当該有価証券に応じた担保権設定の手続をする、といったことを求める規定や、より包括的に、担保権設定者が受け取った株式等について銀行の指定する方法により担保権の設定をするよう求める旨を規定することが考えられる。なお、譲渡担保の場合は、担保の効力がどの範囲まで及んでいるか明確でない場合もあり得るので、会社法の規定にもとづき、会社法における質権の効力と同様の内容を差入証上明記することも考えられる。
- 本取扱いに関し、具体的には、「担保株式について、株式等の割当て、株式分割等が行われた場合において、設定者の口座に株式等の記載又は記録がされたときは、当該株式等を増担保として提供いたします。」「担保株式について、当該担保株式が記載又は記録されている口座に株式等の増加等の記載又は記録がされたときは、当該株式等を増担保として提供されたものとして銀行が扱うことに同意いたします。」「担保株式について、会社法第151条（第8号を除く。）に規定する金銭等の交付を受けたときは、当該金銭等を増担保として銀行所定の方法により提供いたします。」といった記載が考えられる。
- 上記3.との関連で、担保対象を振替株式以外に広げる場合には、本取扱いの記載は、さらに複雑になる可能性もあり、記載内容については対象となる有価証券の範囲等を含めた検討が必要となる。例えば、振替株式と現物株券の両方を対象とする場合には、後者については、現行差入証と同様の規定を残し、振替株式対応の規定と併記することも考えられる（ただし、この場合は、上記3.でも指摘



したように、どの種類の担保株式がその規定と対応しているのか明確にする必要があり、複雑になる可能性もあるので注意が必要である。)

- なお、振替株式専用とした差入証において、当該株式発行会社が非上場会社となった場合を想定し、新たに発行される株券の提供ないし登録担保への移行による担保保全について規定することも考えられる。
- 担保権設定者に代わって、払込手続を行った場合の費用等の負担に関する規定については、現行差入証の規定と同様の規定を設けることが考えられる。
- 配当金等、担保権設定者が株主として受領する金銭について、担保権者が直接受領する場合の手続に関しては、現行差入証の規定と同様の規定を設けることが考えられる。会社法等の規定との関係で、配当金等の受領方法について、株主である担保権設定者と発行会社との間でどのような取決めを行うことになるか、担保権設定時の確認が必要となることもあり得る。

#### 10 . 免責

- 現行有価証券担保差入証と同様の規定を設けることが考えられる。
- 担保解除時において、担保権設定者に解除依頼書の提出を求める場合は、免責規定に当該解除依頼書を追記することが必要になると考えられる。
- 現物株券を対象とする「提出公告」やその他の有価証券を想定した「償還公告」「担保有価証券の取立」といった記載は、振替株式のみを対象とする場合は不要となるが、担保対象との関係で留意が必要となる（上記3 . 参照）。

#### 11 . 担保保存義務の免除、代位

- 現行有価証券担保差入証と同様の規定を設けることが考えられる。

#### 12 . 口座の維持

- 新振替制度のもとでは、証券会社等において作成される振替口座簿において、株主の権利等の取扱いを含め株主の管理が行われることが前提となっており、担保権設定者においてもどこかに必ず口座が

開設されている必要がある。他方で、証券会社の保護預りに係る実務上は、口座管理手数料の不払等を理由に強制的に口座が解約される事態もあり得、そのような事態が発生した場合は、銀行の担保管理上支障をきたすことにもなり兼ねない。したがって、担保権設定者に対して口座維持を求める規定などの対応について留意する必要がある。

### 1 3 . その他新振替制度との関係で留意すべき点

- 新振替制度においては口座間の振替により担保についても手続を行うことになるが、担保権設定者の口座、担保権者である銀行の口座に関する口座情報(口座コードといった情報など)について、差入証に記載すべきかは、担保解除手続なども踏まえ検討が必要である。
- 担保に係る諸書類の管理等の観点から、文書を複数にすることは望ましくないとの指摘もある一方、当該口座情報の記載が当事者の権利義務に影響を与える可能性があるとの指摘もある。
- 担保の設定手続や解除手続などの円滑かつ分かりやすさといった観点も勘案し、差入証とは別書面として記載していくことも考えられる。

以 上